

2014年度 民法第1部 試験結果講評

米村 滋人

2015年2月16日に実施した民法第1部の試験につき、結果講評を作成しました。今後の学習の参考にして下さい。なお、末尾に採点基準を掲載しました。解答の大まかな要点はここから把握できると思いますので、そちらを参照して下さい。

【全体的な印象】

全体の問題構成としては、第1問(1)が物権法に関する、簡易型の(詳しい理由付けを問わない)事例問題、同(2)が民法総則に関する本格的な事例問題、第2問が民法の基本概念に関する説明問題であった。

事例問題に関しては、第1問(1)は、①③は極めて典型的な問題場面の処理を尋ねる問題であり、②は必ずしも典型的ではないが授業で扱った事例であり、いずれも授業内容をきちんと復習していれば難しくない問題であったと思われる(そのためか、全般に2年生の出来は良かったが、3,4年生はあまりできていない印象であった)。他方で、第1問(2)は、登場人物が多いこともあり短時間で問題状況を理解するのがやや難しい問題であったが、問われている個別的要素は典型的な論点が大半であり、認定もさほど難しくないのであった。そのため、書くべき論点がわかればある程度の点数を獲得できている答案が多かった印象である。いずれの小問も基本事項を問うことを意図して出題したものであるが、残念ながらいずれもあまり出来が良くなかった。

特に、配点の小さい小問(1)に多くの時間を使ったと思われる答案は、他の問題の解答(特に第1問(2))の記述に時間を割けなかったようであり、全体に点数が低くなる傾向にあった。言うまでもなく、試験ではまず問題全体を読み、どこにどれだけの時間と解答スペースを投入して解答すべきかを考えた上で解き始めるべきであり、闇雲に最初から順に取りかかるというようなことはしてはならない。第1問(1)の解答で、5行に非常に小さい字でめいっばいの内容を盛り込もうとしていた答案が散見されたが、そのような細かい記述を求める出題趣旨ではないため、点数獲得につながらず、他方で、他の問題の解答が不十分であり、全体として十分な答案が書けていないものが多数存在した。今後の試験の際には、十分に注意してもらいたい。

説明問題は、私的自治原則の法制度における表れ方と、対抗要件主義の意義について、いずれか一方を選択して答えるものであった。いずれも、民法の基本中の基本とも言うべき概念の理解を問うものであり、出題者としてはサービス問題のつもりで出したものであったが、驚くべきことに非常に出来が悪かった。授業の中でも一定の時間を割いて説明したポイントであったが、まさか、こんな基本事項が聞かれるとは想像していなかったのだろうか。しかし、いずれの点も、これが答えられないようでは本郷で履修する他の法律科目の学習にも支障が出る、というような基本事項であり、もう一度十分に復習しておいてもらいたい。

【第1問について】

・小問(1)

上記の通り、本小問では比較的簡単な設例における法的処理を問うており、詳しい理由付けを要求する問題ではなかった。そのことは、「5行以内」という制限があることと、問題文中に「簡潔に述べなさい」とあることで伝わると考えていたが、十分に理解されなかったようである。かなり詳しい理由付け(解釈問題の論証を含む)を書こうとして行数が足りなくなり、尻切れトンボの解答になっているものが多く見られた。

また、この小問の解答で大変気になったのは、法律構成や条文を明示せず、最終的な結論のみを記す答案がかなりの割合に上ったことである。確かに、何度も触れたとおり、本問は「簡潔に」記載することを求めており、詳しい要件認定や理由付けを書く必要はない。しかし、たとえば「AはCに対し明渡しを請求できる」とか、「BはCの利益額を請求できる」とだけ書いても、それらがどのような法律構成によって（あるいは民法何条に基づいて）、請求できるのかを明らかにしていなければ、法的な意味で結論を述べたことにはならない。事例問題に関して、法律学の答案では、当該事案に関する「法的な解答」を論述することが求められているのであり、法律構成や適用条文を明らかにすることは不可欠の要素である。上記のように、「明渡しを請求できる」という結論も、所有権に基づく物権的請求権として請求するのか、占有訴権の1つである占有回収の訴えとして請求するのか、によって要件も効果も異なり、また金銭の支払請求に関しても、一定の金銭の支払義務を課す条文は民法の中に多数存在するため、いずれの請求が可能であるのかを特定することが求められる。法学答案を書く際の注意事項として、なるべく条文を引用するように言われることが多いのは、以上の理由による。今回の採点では、法律構成を明らかにせず素朴な結論のみを記載した答案は、その部分について0点とした。

以下、①～③の各設問のポイントを記載する。

①について

①は、悪意の第三者による、典型的な不法占有事例である。ある程度以上民法を勉強していれば、見た瞬間に3つか4つの法律構成が思い浮かぶはずであるが、残念ながら、そのように多数の法律構成を列挙できている答案は決して多くなかった。

この事例で可能な請求は、(i)物理的な明渡しや妨害排除の請求、(ii)金銭支払請求、の2つに大きく分かれる。

まず、誰しも、赤の他人が自分の土地に居座っていることを知れば、追い出したいと考えるのが普通であろう。それが(i)の法律構成であり、所有権に基づく物権的請求権（返還請求権または妨害排除請求権）の行使、あるいは占有訴権の行使によって実現できる。少数ながら、そのいずれにも言及していない答案があったが、猛省を促したい。民法はある程度まで「常識」で答えられる分野であり、不法占有者がいた場合にその者を物理的に追い出すことは、「常識」の範囲で当然に思いつくべき事項である（ただし、「常識」として思いついた上で、それを導く法律構成を明示しなければならないことは、既に述べた）。

なお、本問の設例で占有訴権に関しては、201条の通説的な解釈によれば、同条の期間制限にかかり行使できないことになる。占有保持の訴えについては、「工事」を要するものは「工事」終了後には提起できない。プレハブ建設も「工事」にあたるかと考えるのが通常であるため、提起できない。また占有回収の訴えについても、占有侵奪時から1年以内に提起しなければならず、本問事案では行使できないこととなる。また、賃借人Bによる物権的請求権行使の可能性について述べた答案が散見されたが、この点は民法第2部の範囲であり、今回はこの点を書いても加点していない。

(ii)の金銭支払請求に関しては、190条または704条による果実返還構成と不法行為による損害賠償構成の2つがありうる。多くの答案は、Cが悪意占有者であるとして190条から請求権を導いていたが、704条を根拠にした解答も同様に加点した。もっとも、189条や703条（善意者の場合の規定）を適用した解答は大幅に減点した。なお、ここでいう「果実」とは、土地利用から通常得られる経済的価値（法定果実）を意味し、それは土地の賃料相当額であると考えるのが一般的である。多数の答案が、Cの上げた営業利益全額を請求できると書いていたが、このような請求が可能であるかは、「準事務管理」ないし「利益吐き出し」の問

題として議論される一大論点である。詳しくは、民法第 2 部で扱うが、本設問の C のような立場の者が上げた利益額をすべて A ないし B に「返還」させられるとする見解がある一方で、C の上げた利益は C の才覚によるのだから、A ないし B は自らが負担した損失額である賃料相当額の返還しか請求できない、という立場も有力である（利益額が賃料相当額を下回る場合には、賃料相当額の請求が可能であるということで異論はない）。このため、何の留保もなく「営業利益全額」の返還請求ができる、とのみ書いた答案に関しては、やや減点を行った。

(②について)

②は、賃貸借契約に反して賃借人が土地に野菜を植えた場合の処理に関する問題であり、授業の中でやや詳しく説明したものである。基本的には、植えた野菜（植物全体）の所有権が誰に帰属するかによって結論が大きく変わるため、この点を論ずる必要がある。具体的には、野菜全体が土地に付合して A の所有物となれば、妨害排除請求としての除去請求は不可能だが B が過去に採取した野菜の価値相当額は他人の所有物の無断使用・消費等に当たるため、不当利得または不法行為による請求が可能である。他方で、付合を否定する結論もありえ、その場合は野菜全体が B の所有物となるため、A の土地の上に B の所有物が許可なく設置されている状態となり、A は所有権に基づき妨害排除請求をなしうるが、既消費分については請求できないことになる。

本問は、授業内容を想起できなかった学生にはかなりの難問と映ったようである。全体に出来はかなり悪く、特に 3,4 年生では、大半の答案がこの設問では得点できていなかった。2 つの誤答パターンをもとに、若干の補足を加える。

第 1 に、いきなり、「契約違反であるから除去請求ができる」ということを書いたものが多数存在した。しかしこれは、小問(1)の全体講評で書いた、法律構成を明示しない解答の一例である。まず、「契約違反である」場合に、なぜ「除去請求ができる」ことになるか、その説明がないのでは、法律構成を明らかにしたことにならない。契約違反である場合には、(民法第 2 部の範囲だが) 契約上の請求として除去請求を行うことができる可能性があり、それには、直接履行請求を行う方法と、契約を解除した上で原状回復請求を行う方法がありうる。しかしいずれにせよ、具体的な法律構成を明示する必要がある。また、所有権を根拠に物権的請求権として除去請求を行うことも可能である。これは民法第 1 部の範囲であり、本設問の想定する解答はこちらである。この場合は、物権的請求権の行使要件が充足される必要がある、具体的には、A の土地所有権の侵害が存在することが必要である。付合の成否はここに関係するのであり、A の土地の上に B の所有物が存在する場合には物権的請求権として除去請求が可能だが、A の土地の上に A の所有物が存在しても、B に対して除去請求を行うことはできない (B が勝手に植えた野菜が A の所有物になり、A から除去請求できないことになるのは不当であると考える者もいるかもしれないが、授業で解説したとおり、農作物などが未熟な段階で無条件に除去されるのは社会経済的に好ましくないため、土地に付合させることで、そのまま育てて収穫時期に収穫するか、現段階ですべて除去して土地を他の用途に用いるかを、土地所有権者に判断させようというのが、不動産の付合制度の趣旨である)。したがって、野菜の所有権の帰属を論ずることなく物権的請求権としての除去請求の可能性を述べることはできないのである。

第 2 に、金銭支払請求に関し、本設問でも①と同じく悪意占有者であるとして 190 条により結論を導いた者が散見された。また、少数だが、善意占有者であるとして 189 条を適用した者もあった。しかし、これらはいずれも誤りである。189 条も 190 条も、占有者が権原なく占有する場合（すなわち不法占有の場合）に関する規定であり、本設問のように賃借人として適法に占有している場合は適用対象外である。本設問は、

適法に占有する賃借人が、契約違反の態様で土地を利用した場合に物権法上のような請求が可能であるかを問う問題であり、その点で不法占有事例である①とは異なる。そして、ここでも所有権侵害の有無によって結論が異なることになる（逆に言えば、所有権侵害がないのであれば物権法上の請求はできず、純然たる契約違反として契約法上の請求ができるにとどまる）。その場合、やはり付合の成否が問題となり、242条ただし書きの解釈問題として、契約違反の農耕によって土地に付着した野菜が「権原によって附属させた」ことになるかがポイントである。この点は権原の範囲内と解することも範囲外と解することも可能であり、いずれの立場をとるかを述べることが求められている。

（③について）

③は、取得時効と消滅時効をあわせて問う問題であるが、両者に言及した答案はごく少数であり、大多数は取得時効についてのみ述べていた。

本設問では、162条2項の10年の取得時効が問題となる。問題文から善意であることは読み取れるが、占有開始時点で無過失であるかどうかははっきりせず、場合分けが必要になる。無過失であれば取得時効の要件をみだし、時効の遡及効により占有開始時点からDが所有者であったことになるので、2004年2月以降の賃料はすべて支払わなくて良い。他方、過失があった場合には取得時効は成立せず、賃貸借関係が存続していることになる。その場合でも、一定の年数を経た部分は時効消滅しており、その点を述べる必要がある。答案の中では、通常の10年の時効を適用して、2004年から2005年までの1年分だけ消滅しているとしたものが多かったが、通常の賃料は月極めなどで定期的に一定額を支払うものであるため、169条の「定期給付債権」というカテゴリーに入り、5年で時効消滅する（もっとも、この知識は学部生には高度であるので、通常の10年の時効を適用した答案も特に減点していない）。

なお、「長年にわたり賃料請求がなかったことから無過失と判断される」という趣旨の解答も散見されたが、条文を読めばわかるように、無過失は占有開始時点で存在する必要がある、賃料請求の有無は占有開始後（厳密には相続後）の事情であるので、過失の有無の認定には影響しないことに注意が必要である。

・小問（2）

白紙委任状を用いた無権代理による取引と、その後の転得者をめぐる法律関係を問う事例問題である。一見すると事案が複雑に見えるが、上記の通り、きちんと問題を切り分けて抽出できた答案は比較的高得点が得られていた。

この種の問題は、順を追って考えることが重要である。問題は、大きく、(i)Fの行為に関する有権代理の成否、(ii)AG間での表見代理の成否、(iii)Hに関する保護の可否、に分かれる。

（(i)について）

まず、白紙委任状を用いてFが代理行為を行っているので、このFの行為が有効にAに効果帰属するか、言い換えれば、Fの行為が有権代理となるか無権代理となるかが問題となる。中には、冒頭からいきなり「Fの行為につき表見代理は成立するか」などと書き始めるものが見られたが、表見代理を問題とするには、前提として無権代理であるという認定が必要である。ここでは、白紙委任状を交付したことが、E以外の別人が代理権を行使することを許容する意図であったのかなど、白紙委任状をめぐる意思表示が重要になる。Fが復代理人となるかという観点から、104条の要件が存在するかを検討した答案も多かった。復代理の成否に関しても白紙委任状の効力を問題とすることができるが、それとは別にAが復代理の許諾を与えたという

可能性もあるので、この点は別に論じる余地がある。

もっとも、Fが有効な代理権を有していたとしても、Fが結んだ契約は3000万円での甲土地の売買契約であり、これは1億円以上での売却を依頼したAの代理権の範囲を超えている。その意味で、Fの行為はいずれにせよ無権代理となる。ただし、金額の指定が代理権自体を制約するものではなかった（したがって3000万円での売却も権限外行為とならない）と解釈することも不可能ではなく、その場合には、Fの行為は完全な有権代理となり、あとは、代理権濫用の問題（93条ただし書きの類推適用などによる解決がなされる）が残るだけとなる。

(ii)について

表見代理については、多くの答案が触れており、かなり出来が良かった。とはいえ、本問では109条と110条のいずれを適用するかという問題があり、この点についてきちんと論じた答案は少なかった印象がある。

本問は白紙委任状の濫用事例であるが、この種の事例には複数の種類があり、授業では、白紙委任状の交付を受けた者自身が代理行為を行った場合（被交付者濫用型）と、被交付者以外の者が代理行為を行った場合（転得者濫用型）によって大きく2つに分け、前者では代理人自身が行動した場合（代理人濫用型）と代理人以外の者が行動した場合（非代理人濫用型）、後者では、委任事項の逸脱はない場合（委任事項欄非濫用型）と委任事項の逸脱もある場合（委任事項濫用型）、に分けて、合計4パターンを説明した。もちろん、他の区別のしかたも可能であり、比較的多かった解答例としては、代理人欄の濫用事例と委任事項の濫用事例で区別するものもあった。各類型でどのような法律効果を認めるべきか、意見の分かれている部分もあるが、大雑把には、代理人欄が空欄で、本人が想定した以外の人物が代理行為を行った場合は代理権授与表示の表見代理（109条）の問題、委任事項欄が空欄で、本人が予め設定した委任事項を逸脱した場合は権限外行為の表見代理（110条）の問題として扱うという整理がなされる。難しいのは、本問のように両方とも濫用されている場合で、このときは、本人の意思との乖離が大きいとして、そもそも表見代理を認めない見解がある一方で、109条と110条を「重畳適用」することで表見代理を認めても良いとする見解もありうる場所である。授業でも簡単に触れたが、判例では、一般的には表見代理の成立が否定される場合が多い（例として最判昭和39年5月23日民集18巻4号621頁<71>）が、本人が白紙委任状の再譲渡を容認していたと見られる事情があれば、109条・110条の「重畳適用」によって表見代理の成立が認められる場合がある（最判昭和45年7月28日民集24巻7号1203頁<80>）。したがって本問でも、109条と110条のいずれを適用するか、あるいは双方を「重畳適用」するかを検討する必要がある。

もっとも、本問ではGが悪意であるため、表見代理が成立しないという結論には違いがない。

(iii)について

AG間で表見代理が成立しないため、Gは完全な無権利者であり、Hは、登記と占有を有する無権利者から甲土地を譲り受けた転得者であることになる。この場合、日本では不動産物権変動において登記や占有に公信力があるという法制を採用していないため、Hは物権法の規律によっては所有権を取得（原始取得）することができないことになる。

その場合でも、94条2項類推適用によって（言い換えれば、契約法ないし取引法の規律によって）、Hから見た場合にAG間の取引が有効であったかのように取り扱える可能性があり、そうするとHは甲土地の所有権を有効に承継取得しうることから、その点を検討するのがここでの中心課題である。これについては、論点に気がつきさえすればかなりの高得点がつく答案が多かった。具体的には、①不実の外観の存在、②真

の権利者 A の外観作出に向けた帰責性、③第三者 H の外観に対する正当な信頼、の 3 点を認定する必要がある。本問事案では、③で無過失を要求するかでやや違いが生じ、無過失を要求する場合には、問題文からは明らかでないので場合分けの必要が生じるが、その他の点に認定は比較的容易であったと思われる。結論としては、94 条 2 項類推を肯定しても否定しても良い。

なお、H の保護に関して、ここでも表見代理の成否を検討した答案が少数ながらあった。一般に、表見代理の成立には代理関係に関する信頼が必要であり、通常は無権代理人と直接取引を行った相手方に対してでなければ表見代理は成立しない。しかし、例外的に、転得者の地位にある者も、代理関係を信頼して取引に入った場合は表見代理によって保護される余地がある。そのような前提条件まで書き込んでいけば、表見代理の成否を論じる意味があろう。

ところで、この部分で非常に多かった解答例として、「G から A への復帰的物権変動があったものと同視しうるから、対抗問題として扱って、登記を有する H が所有権を取得する」というものがあった。授業の最後の演習問題で、取消前の第三者・取消後の第三者の問題を扱ったので、その印象が強かったのだろうか。中には、無権代理の効果を「A から取り消すことができる」と書いたものもあり、そのように書いた答案の大半が、上記の復帰的物権変動構成を採用していた。

しかし、この記述は完全な誤りである。理由は、無効と取消しの違いに帰着される。たとえば詐欺取消しの場合には、詐欺による法律行為も一旦は有効に成立し、取り消されるまでは有効に存続するし、取消しの時点は明確に確定でき、取消時点で法律関係が元通りに戻るといった現象が起きる。そのような法律行為については、最初の成立時点で一旦有効な物権変動が発生し、取消時点で復帰的物権変動が生じるという説明もなしうることになる。他方で無権代理の場合には、代理行為は本人に有効に効果帰属せず、当初から法律行為として効力を有しない状態が続く（したがって「無効」となり、効果を否定するのに何らの意思表示も要しない）。この場合には、「一旦物権変動が生じて、その後のある時点で復帰的物権変動が起こる」という説明はできない。当初の法律行為が暫定的にであっても効力を生ずることはない上に、ある一時点で効力が否定されるということも起こらないからである。G は一度も所有権を有したことはなく、単に占有と登記を有する無権利者であるに過ぎない。対抗問題は、一度でも有効に所有権を取得した者が他者に物権を移転するなどした場合に生ずるものであり、無権利者が登記のみ有する場合には、対抗問題は起こらないのである。

【第 2 問について】

第 2 問は説明問題であったが、圧倒的多数の答案が(b)を選択していた反面、(b)を選択した答案の出来は著しく悪く、第 2 問がほとんど 0 点となってしまった答案も多数見られた。(a)を選択した答案の出来は比較的良く、30 点満点で 15 点以上の点数がついた答案がほとんどであった。(a)の方が問題が抽象的で、何を答えて良いかわからないと思った学生が多かったのだろうか。これに対して、(b)は対抗要件主義の基本的な制度趣旨を問うものであったが、その意味を全く誤解している答案や問題の趣旨を取り違えた答案が大変多く、出題者としては残念であった。

・小問(a)

私的自治の原則が具体的な法制度にどのように表れているかを問う問題である。どのような制度を例に挙げて構わないが、典型的には、私的自治の原則がそのまま表れたものとして契約自由の原則があり、条文で言うと、任意規定より意思表示を優先する 91 条のような規定が挙げられるが、意思欠缺や意思表示の瑕疵

における無効・取消しを定めた 93～96 条を挙げても良い。他方で、私的自治の原則の例外に位置づけられる規定としては、公序良俗違反の法律行為を無効とする 90 条のような規定が挙げられるが、ほかにも、強行規定にあたるものはすべて当事者の意思に優先することから、私的自治原則の例外に位置づけられる。

両者の比較において問われているのは、主として、(i)私的自治原則が採用される根拠と、(ii)同原則の例外が必要となる理由、の 2 点である。しかし、大半の答案が(i)には言及していなかった。(ii)については、例外となる場面ごとに多種多様な目的が存在するため、網羅的な言及は難しかったかもしれないが、授業では 90 条の公序良俗概念に関して説明したように、人倫・正義の観念に反する場合、他の個人の自由を侵害する場合、経済的公序に反する場合、公法的規制・取締法規に反する場合などが存在する。したがって、契約の他方当事者の保護の場合と、全社会的利益の保護の場合のいずれもが同原則の例外の根拠となりうる。

・小問(b)

対抗要件主義の制度趣旨と、対抗要件とされる各事象が選択された理由を問う問題である。基本概念の理解に関するもので、授業の中でもかなりの時間を割いて説明した点であったため、正しい解答が多く寄せられることを期待したが、そうではなかったのが非常に残念である。

対抗要件主義が必要とされた根本原因は、日本の民法がフランス流の物権変動における意思主義(176 条)を採用したことにある。意思表示のみで物権変動が起こるものとした場合、第三者は物権変動の存在を知ることができない可能性がある。そのため、物権変動に公示を要求し(公示主義)、公示がなければ第三者(ただし「正当な利益を有する第三者」に限られる)は物権変動がないものとして扱って良い、とする考え方が生じた。このように、一定の「公示」なくして物権変動の存在を第三者に主張できないとする考え方が対抗要件主義である。

ところが、「公示の原則」と「公信の原則」を混同し、対抗要件主義が「公信の原則」に由来するとする答案や、取引安全の保護のためとする答案、挙げ句の果てには、登記に対する信頼や善意の第三者を保護する規定である、というもの答案まで続出する状況であった。177 条・178 条は「善意の第三者」とは書かず、「第三者」としか書いていないということは、授業でかなり強調したはずである。実際に第三者が登記を見たかどうか、それを信頼したかどうかにかかわらず、対抗要件がなければ真の権利者が保護されないというのが対抗要件主義の制度枠組みであり、善意者保護を目的とするものではない。

問題の後段において、「対抗要件として扱われる事象」の意味を取り違えた答案が相当数に上った。出題者としては、不動産では登記、動産では引渡し、立木等では明認方法、というようなものを想定し、なぜ登記が対抗要件とされているかを尋ねたものである。誤答例としては、対抗「問題」として扱われる事例(取消後の第三者の場面など)を列挙するものが目立ったが、日本語として普通に問題文を読めば、そうは読めないであろう。問題の趣旨を取り違えた答案では、全般に、登記が対抗要件となることが当然であると思込み、登記をメルクマールにして問題の解決を図るべき事案はどのようなものか、という発想で解答を組み立てる傾向があった。

登記がなぜ対抗要件となっているのか、というような根本的なことは、普段あまり考えたことがないのかもしれないが、条文の存在意義を考え直すというのは、法制度やその社会的背景を深く理解する上で極めて重要である。基本事項の正確な理解なしには、発展的な内容を理解することは不可能であり、今後の民法学習においては、目先の細かな論点などにとらわれず制度の存在意義を的確に理解することに努めてほしい。

採点基準

【第1問】

小問（1）（45）

①(15)

A（またはB）から物権的返還請求または物権的妨害排除請求(4)

ABから占有回収の訴えまたは占有保持の訴え(6)

【減点】占有訴権の主体を一方のみとしたものは最大4点

【減点】201条の期間制限を考慮せず請求を肯定したものは最大3点

AまたはBから不当利得返還請求または不法行為損害賠償請求(5)

※不当利得構成の場合は悪意占有者であることの明示を要する。それがない場合は最大3点。

【減点】請求対象を「果実」「損害」のように抽象的に記述したものは1-2点減

【加點】利益吐き出しの損害賠償等が請求できるかにつき言及したもの（最大+4）

※何の説明もなく営業利益全額の請求が可能としたものは1点減

②(15)

付合の成否：Bに権原がないことまたは「強い付合」を根拠に付合を肯定／付合を否定(5)

妨害排除請求

野菜の除去＝妨害排除請求の問題であることに言及(2)

妨害排除請求の可否（付合を否定した場合は肯定）(3)

※契約上の請求権として除去請求可能としたものは、法律構成が正しい場合に限り最大3点

収穫物等の請求

果実収穫権の問題であることに言及(2)

付合を肯定した場合：請求可／付合を否定した場合：請求不可(3)

【減点】土地占有に関する189条・190条の問題としたものはこの部分0点

【加點】付合を肯定した場合に償金請求権が発生しうることに言及(最大+4)

③(15)

Dに過失ある場合

取得時効不成立(3)

【減点】前主Bの占有期間を合算して判断しようとした場合は最大2点減

消滅時効の成否：2005年2月分以降のみ存続(4)

【加點】定期給付債権であるとして5年の時効を適用したものは+2点

Dに過失がない場合

取得時効成立(5)

【加點】自主占有への切り替えの可否（相続と新権原の問題を含む）に言及したものは最大+2点

時効の遡及効により賃料債権消滅(3)

小問（2）（55）

事案の全体まとめ(4)

Fに関する有権代理の成否(8)

復代理の成否④

白紙委任状の効力と F に対する代理権授与の有無④

【加点】白紙委任状の意義につき詳細に検討したもの（最大+4）

G からの表見代理の成否（論述に応じて最大 8）

【減点】109 条・110 条のいずれを適用するかの理由を述べていないものは最大 4 点

H からの表見代理の成否（論述に応じて最大 10）

【減点】H が直接代理関係を信頼していたことを認定せず成立を肯定したものは最大 6 点

H の 94 条 2 項による保護の可能性（論述に応じて最大 18）

法律構成の提示②

A の帰責性⑧

H の信頼⑧

登記請求に関する処理（H が権利者である場合の AG 間の登記の帰趨など）(5)

結論(2)

【第 2 問】

(a)

私的自治原則の説明(5)

原則を用いた法制度の例(5)

例外となる法制度の例(5)

比較しての論述(15)

(b)

総論的説明(15)

各論的説明(15)

不動産：登記⑥

動産：引渡しなど⑥

その他：明認方法など③

【答案個別講評会開催のお知らせ】

「民法第1部」の答案提出者の皆さんを対象に、個別の採点済み答案を閲覧し、米村の個別講評を聞くことができる機会を設けたいと思います。あわせて、試験答案の書き方や、今後の民法学習にあたっての注意点などについて質問・相談しても構いません（ただし、なるべく多くの希望者に対応するため、全体で1人10分以内でお願いします）。

希望する方は、以下の要領に従ってメールで申し込んで下さい。時間枠ごとの人数を調整し、米村から個別に連絡します。

(申込要領)

- ・申込資格者 2014年度「民法第1部」定期試験を受験し答案を提出した者（放棄者は含みません）
- ・申込方法 以下の内容を全項目明記して、Eメールで米村宛（yonemura@j.u-tokyo.ac.jp）に申し込んで下さい。

(1)氏名

(2)学生証番号

(3)連絡先メールアドレス（容易に連絡の取れるアドレス）

(4)希望する時間枠（以下の①～⑫の中から第1～第3希望くらいまでを記載して下さい）

- ・申込期限 2015年4月30日

(開催日程・時間帯)

①5月13日（水）13時～14時

②5月13日（水）14時～15時

③5月13日（水）15時～16時

④5月14日（木）13時～14時

⑤5月14日（木）14時～15時

⑥5月14日（木）15時～16時

⑦5月15日（金）9時～10時

⑧5月15日（金）13時～14時

⑨5月15日（金）14時～15時

⑩5月15日（金）15時～16時

⑪5月15日（金）16時～17時

⑫その他（5月後半で具体的に可能な日程を複数記載して下さい。）